

化審法における PFOS 等の使用された容器等に 示すべき事項の一部改正に対する意見募集



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 3 項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品で PFOS 又はその塩、PFOA 又はその塩又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件(案)について、2024 年 9 月 25 日から同年 10 月 25 日までの間で意見募集が行われました。

【改正の内容】

「PFOA の分枝異性体又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品(化審法政令原始附則第 4 項)に新たに追加されることに伴い、追加する製品の容器、包装又は送り状に表示すべき事項を定めるため、告示改正が行われます。

なお、当該物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に係る表示すべき事項は、PFOS 又はその塩、PFOA 又はその塩又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものと同じ内容になります。

今後のスケジュール(予定)は、告示が 2024 年 12 月頃、適用日が 2025 年 1 月 10 日(改正政令の施行日)となっています。

当社では、PFOA 等の分析を行っております。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024 年 9 月 25 日付 電子政府の総合窓口](#)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195240055&Mode=0>

を引用して作成